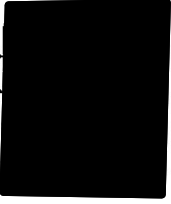


2024 年 12 月 23 日

苫小牧市長 金澤 俊 様

苫 小 牧 退 職 者 連 合
会 長 吉 岡 幸 吉



2025 年度苫小牧市に対する要請書

日頃より市民生活の維持向上に、ご尽力されていることに対し心より敬意を表します。

さて、苫小牧市は急速に進んでいる少子高齢化、人口減少問題など多くの課題があります。

特に社会保障制度については、高齢化・長寿命化が進行する中での医療・福祉・介護の確保など、課題の解決が求められています。

2025 年度予算への政策・制度項目を反映していただくよう要請いたしますので、苫小牧市長から 2025 年 1 月 24 日を目途に誠意あるご回答をお願い申し上げます。

尚、国・道に対し意見反映を求める要請内容も多々あることをご理解願います。

苫小牧市長に対する「2025 年度政策・制度」要請書

1. 充実・安定した社会保障制度の確立

(1) 財源の確保

① 社会保障費の見直し議論については財政健全化の中にあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保することと考えますが、少子化対策の議論の中では、健康保険率の見直しや後期高齢者保険料の段階的引き上げなど、不安な状況となっていることから、市として安心・安定した財源を確保すると。

② 物価高騰が続く中、市民の生活は疲弊しています。その中でも特に年金生活者は限られた年金のみによる厳しい生活実態となっています。
このため、市は独自に物価高騰対策を早急に実施すること。

(2) 人材の育成・確保と処遇の改善

① 昨年の回答で、処遇改善された医療機関は多くありますが、診療報酬の施設基準では全ての医療機関が対象とならないことから、残された医療機関も対象とするよう国に働きかけること。

介護人材における処遇改善加算や臨時の報酬改定による改善状況について明らかにすること。

(3) 医療提供体制の整備

① 将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護の連携より充実するとしているが、第8次医療計画における検討状況と今後の見通しについて明らかにすること。

② 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにすること。地域医療調整会議での議論経過や地域の代表の関りなどについて詳細に公開することや議事録等の公開も速やかに行うこと。

③ 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援すること。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わないこと。

④ 地域医療構想区域で、偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や働き方改革による勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充すること。

2024年4月から医師の働き方改革による36協定締結状況や宿日直許可の申請、労働時間と自己研鑽の該当性の取扱い状況など、各医療機関におけるそれぞれの対応状況など道として把握していると思うが、公表できる内容等について明らかにす。

⑤ がん治療を受けている方の療養生活をサポートするために、医療用ウィッグ購入等に対する助成事業に取り組んでいる自治体も増えています。道内でも一部自治体では補助を行っていますがまだまだ少ない状況です。

北海道がん対策推進基本計画において、「がん患者等が治療と仕事を両立」として多くの取り組みがあります。また、アピアランスケアによって、治療後も同様に生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対するサポートの必要性も記載されています。このため、取り組みを進めること。

(4) 低所得高齢単身女性の要求について

① 高齢女性の貧困の原因である雇における賃金・待遇の不平等や役割分業意識の解消をはかること。このため、市としてさらなる対策を進めること。

② 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第3号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかるよう国に求めること。

- ③ コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困の解消に取り組みを周知するための広報・宣伝を積極的に進めること。

(5) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

- ① 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

2. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実について

(1) 地域公共交通の充実

- ① 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。さらなるＪＲ北海道の経営自立に向けた支援を着実に実施すること。

(2) 運転免許証返納者の移動手段確保

- ① 事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

3. ジェンダー平等について

(1) ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第５次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

- ① 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。
- ② 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

- ③ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を解消し、女性の就業を支援すること。
- ④ 女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。
- ⑤ 「広報とまこまい」へジェンダー平等についての記事を掲載し、市民への周知を進めること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること。

- ① DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約批准を進めること。
- ② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。
- ③ 女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。
- ④ 国内法を整備し、ILO第111号条約(雇用および職業についての差別待遇の禁止)の早期批准をはかること。

以上